

第2 生活保護基準

1 標準世帯の生活扶助基準額の年次推移（1級地 - 1）

区分	実施年月日	基準額 (円)	改定率 (%)	備考（基準額算出条件）
第1回	昭和21年 3月13日	199.80		5人世帯、標準生計費方式、世帯人員別基準額、 6地域区分制
第1次	21年 4月 1日	252		
第5次	22年 7月 1日	912		5人世帯、標準生計費方式、世帯人員別基準額、 3地域区分制
第10次	24年 5月 1日	5,200		標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、 マーケットバスケット方式、 性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、 3地域区分制
第15次	34年 4月 1日	9,346		標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、 マーケットバスケット方式、 性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、4級地制
第20次	39年 4月 1日	16,147	(対前次) 113.0	標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)、 エンゲル方式、 性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、4級地制
第25次	44年 4月 1日	29,945	113.0	標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)、 格差縮小方式、
第30次	49年 4月 1日	60,690	120.0	性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、4級地制
第35次	54年 4月 1日	114,340	108.3	標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)、 格差縮小方式、 性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、3級地制
第40次	59年 4月 1日	152,960	102.9	標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)、 水準均衡方式、 性別・年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、3級地制
第41次	60年 4月 1日	157,396 (124,487)	102.9	標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)、 水準均衡方式、年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、 3級地制
第42次	61年 4月 1日	126,977	102.0	標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)、 水準均衡方式、年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、 3級地制
第45次	平成元年 4月 1日	136,444	104.2	標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)、 水準均衡方式、年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式、 3級地制（各級地を2区分）
第46次	2年 4月 1日	140,674	103.1	
第47次	3年 4月 1日	145,475	103.4	
第48次	4年 4月 1日	149,966	103.1	
第49次	5年 4月 1日	153,265	102.2	
第50次	6年 4月 1日	155,717	101.6	
第51次	7年 4月 1日	157,274	101.0	
第52次	8年 4月 1日	158,375	100.7	
第53次	9年 4月 1日	161,859	102.2	
第54次	10年 4月 1日	163,316	100.9	
第55次	11年 4月 1日	163,806	100.3	
第56次	12年 4月 1日	163,970	100.1	
第57次	13年 4月 1日	163,970	100.0	
第58次	14年 4月 1日	163,970	100.0	
第59次	15年 4月 1日	162,490	99.1	
第60次	16年 4月 1日	162,170	99.8	
第61次	17年 4月 1日	162,170	100.0	
第62次	18年 4月 1日	162,170	100.0	

注) 1 昭和60年4月1日以前の基準額は標準4人世帯の基準額である。

2 ()は61.4.1と比較のため60.4.1の標準3人世帯基準額を表示してある。

3 昭和61年4月1日以降の基準額は標準3人世帯の基準額である。

資料：厚生労働省社会・援護局保護課調